

市有財産売却に係る
入札説明書

令和8年7月

鹿屋市

市有財産売却に係る入札説明書

鹿屋市では、未利用地や遊休地となっている市有地等を入札により売却いたします。

購入希望の方は、下記条件を承諾のうえ、必要書類を期日までに提出していただき、入札に参加してください。

1 入札に付する事項

市有財産の売却

2 売却する市有財産

物件 番号	所在地	種類・地目		面積	予定価格 (最低売却価格)
1	鹿屋市上谷町11543番10 (上谷市営住宅跡地)	土地	宅地	931.17㎡	2,754,400円
2	鹿屋市上高隈町675番2 (高隈中麓市営住宅跡地(第2))	土地	宅地	503.99㎡	677,300円
3	鹿屋市上高隈町689番3 (高隈下麓市営住宅跡地)	土地	宅地	715.08㎡	422,600円
4	鹿屋市串良町細山田4839番2 (旧市営新町住宅残地)	土地	宅地	2691.62㎡	3,501,700円
5	鹿屋市吾平町麓101番4 (旧坂元班集会施設)	土地 建物	宅地 木造平屋建	587.34㎡ 97.53㎡	134,000円

※詳細については、添付の「対象物件調書」を御覧ください。

3 売却条件

- (1) 物件は現状有姿での引渡しとなります。
- (2) 落札者は、落札後、市発行の納入通知書により契約金を指定期日までに納入してください。
- (3) 契約締結及び所有権移転登記に必要な諸費用(収入印紙、登録免許税、住民票等)は全て落札者の負担になります。なお、所有権の移転登記の手続は、契約金が全額納入されたことを確認後、市が行います。
- (4) 名義変更後の所有者は、必ず当該入札参加者(申込者)とします。
- (5) 当該物件に契約内容不適合があっても、市は一切責任を負いません。
- (6) 悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染等の近隣環境を著しく損なうと予想される用途は禁止します。
- (7) その他公の秩序又は善良の風俗に反し、近隣住民の生活を著しく脅かすと認められる用途は禁止します。
- (8) 物件番号5番に限り、入札参加申込資格者を事業者及び法人に限定し、個人による申込みは受け付けないものとします。

4 契約に付する条件

契約に際し、次の条件を付しますので事前に確認してください。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は当該物件を第三者に貸してはならないこと。

- (2) 当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は当該物件を第三者に貸してはならないこと。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号に該当する者及び警察当局から排除要請を受けている者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (4) (2)又は(3)に掲げる者から委託を受けた者
- (5) 市税等の未納がある者
- (6) 鹿屋市に本件の入札参加申込書等を提出していない者
- (7) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

6 現地説明会

物件について、市主催による現地説明会は実施しませんので、当該物件の境界、都市計画上の規制等については、必ず各自で直接確認してください。

※現地確認の際は、周辺住民へ迷惑をかけないよう十分配慮願います。

（違法駐車、騒音、隣接地への無断立入、工作物類の損壊、ごみの投棄等）

※物件番号5番の入札参加申込については、事前の下を行うことが条件となっています。

7 入札参加方法等

入札に参加される方は、次の書類を用意の上、期限までに提出してください。書類は、市ホームページからダウンロードするか、市役所総務課財産活用推進室まで直接取りに来てください。期限までに必要書類を提出しない方及び提出書類に不備、記載漏れ等がある方は、この入札に参加することができません。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加申込書
 - イ 誓約書
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 身分証明書の写し（※個人で申込む場合、運転免許証、パスポート等）
※ 入札参加者（落札した場合に当該物件の所有者となる方）の住所及び氏名が確認できるもの
 - オ 履歴事項全部証明書の写し（※法人で申し込む場合）
 - カ 納税証明書（滞納なし）
- (2) 受付期間
令和8年7月27日（月）から令和8年9月11日（金）まで（土・日・祝日を除く。）
※持参の場合…午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
※郵送の場合…簡易書留郵便で令和8年9月11日（金）午後5時までに必着

- (3) 提出先
鹿屋市役所（本庁） 5階 総務課財産活用推進室
※電話、FAX及びインターネットによる申込みは受け付けません。

8 入札の日時及び場所

- (1) 日時
令和8年9月17日（木） 午前10時から（時間厳守）
※郵送による入札は認めません。
- (2) 場所
鹿屋市役所（本庁） 4階 401会議室

9 入札当日に必要な書類等

入札当日は、次の書類等を用意の上、会場まで持参してください。

- (1) 入札書（※市指定様式）
(2) 委任状（※市指定様式。本人以外の方が代理で参加される場合のみ必要）
(3) 印鑑及び筆記用具

10 入札方法

- (1) 入札書は市指定の様式を使用してください。
(2) 入札書には見積もった金額を記載してください。
(3) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出してください。
なお、**委任状は入札ごとに必要です。**
(4) 入札書を入札箱に投かんした後は、変更及び取消しはできません。
(5) 入札保証金は不要です。

11 落札者の決定

- (1) 開札を行い、予定価格以上で、かつ、最高額で入札された方を落札者とします。
なお、同じ価格が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定いたします。
(2) 落札者が決定しない場合は、再々入札まで行います。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、注意してください。

- (1) 入札参加資格がない者による入札
(2) 2以上の入札書による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書による入札
(5) 入札書の記載事項が明確でない入札書による入札
(6) 入札者の住所、氏名及び押印がない入札書による入札
(7) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(8) その他入札条件に違反したと認められる者による入札

13 異議申立て等の禁止

入札参加者又はその代理人は、落札者決定後はこの説明書、入札説明等の内容の不明確を理由として異議申立てを行うことはできません。

14 契約書の締結

入札終了後、市が作成する契約書により契約を締結していただきます。

15 契約金の納入

契約締結後に令和8年10月2日(金)までに市発行の納入通知書により、契約金を全額納入してください。指定期日までに納入しなかった場合は、契約は無効となります。

16 引渡し

契約金の納入を確認後、現状のまま引き渡します。

17 所有権移転登記

契約金の納入を確認後、市において所有権移転登記の手続を行います。なお、当該手続に必要な諸費用（収入印紙、登録免許税、住民票等）は、全て落札者の負担となります。

18 その他

- (1) 入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。ただし、入札参加資格確認のため、必要に応じて警察当局へ情報提供する場合があります。
- (2) 入札参加のために提出された書類等は、いかなる理由を問わず返却しません。
- (3) この入札に関して、質問、不明な点等がありましたら、令和8年9月11日(金)午後5時までに下記まで問合せください。

【問合せ先】 鹿屋市役所 総務課財産活用推進室 （電話）0994-31-1153